

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入に伴い 保有する個人情報の取り扱いについて

1 瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

「誰もが輝くトライアングルプランⅣ～第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画プラン～」(令和4年3月策定)に掲げる「多様性を認め合い 個人の能力が発揮でき 誰もが輝けるまちせと」に基づき、一人ひとりが多様な性のあり方を認め合い、だれもが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、本制度を導入する。

本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束すると宣誓し、その宣誓書を受領したことを証明する制度であり、二人に生計を同一にして家族として暮らしている未成年の子どもがいる場合、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができる。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効果(相続、税金の控除等)は生じないが、周囲からの理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、自分らしい生き方に寄り添うことを目的とする。

2 保有する個人情報について

LGBT等の性的少数者の情報については、新保護法第2条第3項の「要配慮個人情報」の定義には含まれてない。個別に「条例要配慮個人情報」として取り扱う場合、その対象を定義する必要があるが、人の性的指向(恋愛対象)や性自認(自分の性をどのように認識しているか)は多様性に富んでおり、どの範囲をもって性的少数者の情報とするかは極めて困難である。また、人に個性があるように、様々な性の在り方が存在すると考えると、一部の性的指向や性自認のみを条例要配慮個人情報に規定することは必ずしも適切ではないと考える。

また、地域の特性から「条例要配慮個人情報」と位置付けるべき情報も思い当たらない。

新保護法第61条及び第66条の規定により、本制度導入にあたり保有する個人情報の取り扱いについては、必要最小限とし、その内容や事務の性質等を鑑みて、適切に安全管理を行うこととなるため、特にこれを条例で既定する必要はないと考える。